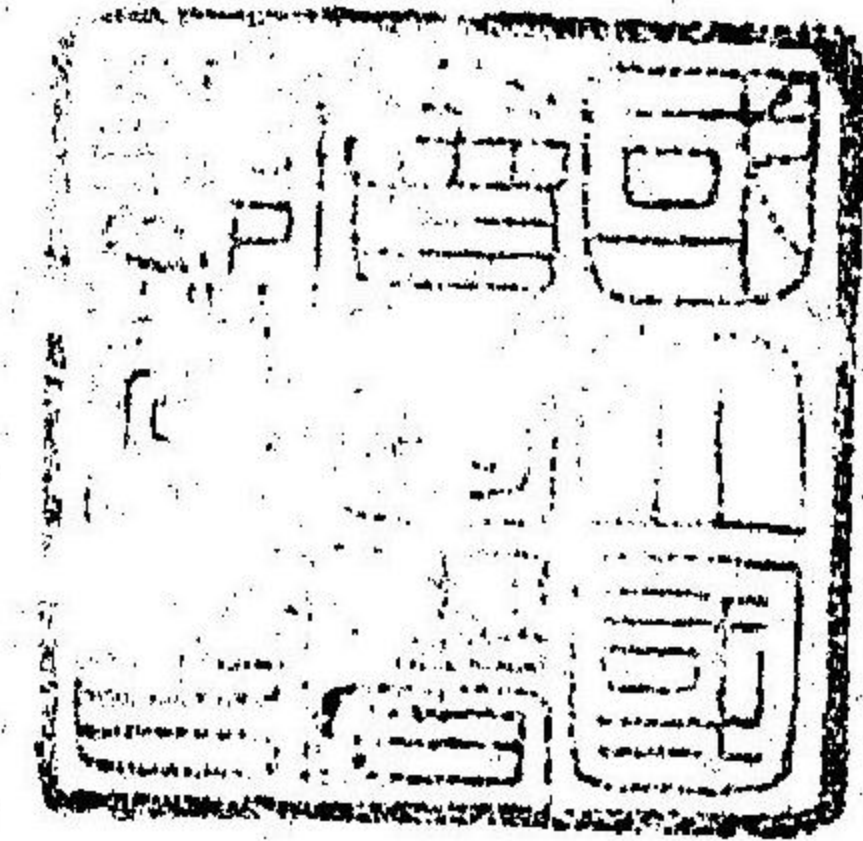


文藝類纂

字志上
柳原芳野編

卷一
186

049. |
Sa 424_b
5



明治十一年一月

文藝類纂

文部省



M9.15a4246

文藝類纂序



家有璧玉。知其為至寶。無與之較。優劣者。則藏之匣中。而不深用意。於拂拭磨礪之功。及聞隣人亦有璧。其光彩或勝於我璧。始覺往時之怠。日夜拂拭磨礪。以求出乎其上焉。然則比較之智。所以發自奮。

之氣。而天之常生。可比較之物。則所以試其比較之智之具。與往晉朝鮮支那之學。入於本邦。與邦人固有之才相結。而為本邦之文藝。雖其行文用語。與二國不同。而至於彼此相較。東西相比。競其優。恥其劣。則與同文之國。莫大相異者。

本邦文藝之一時致隆盛者。雖由邦人天資之才。亦不得不謂比較競爭之力。與而有功也。及與隣國絕。本邦文執肆然而放。頽然而衰。近二百年。文運再興。千古有光。然以其所比較。獨止支那朝鮮。其競爭之志。猶未甚大也。及與歐米諸

國締交。西洋文軌。遠入於我邦。於是所比較之境界始大。而競爭之心方盛。得見本邦文藝之超越於前代。必在今日之後矣。夫文運之開。則世運之開也。造物者欲世運之益開。則宜使文運之開。如水之就下。日夜進而不止。而數百季間。

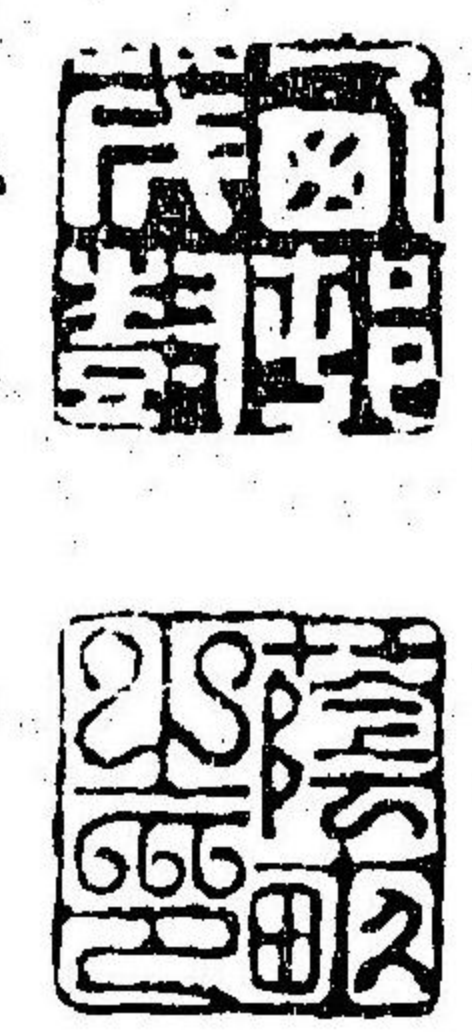
或進或退。或躊躇一處者何也。蓋天下之事。無專於進者。亦無專於退者。進十步。退五步。遂歸於進者。不獨文運為然也。然則本邦文藝之進於往古。退於中世。至今日。有將大進之勢者。亦天則之常。而不足異也。頃本省命榭原芳塾。使類

纂本邦文藝之事。上自往古。下至近代。分門四。為篇八。引證詳確。敘事簡明。於稽本邦之文藝。最必要之書也。是書所記。皆從來委棄匣中者。幸得可比較之文。執於歐米。為發競爭自奮之志。將新試拂拭磨礪之功。若得能發照乘之光耀。

海外諸州。則真可稱國之至寶也。
明治十年十二月

文部大書記官西村茂樹撰

內田義脩書



文藝類纂

例言

一 全部分ちて三志といふ字文學是なり末附をば文具志を以てす其中筆墨造法の高木紹安の録をる所あり

一 編中援く所の書詳なり略あり詳ある者ハ直に其文を舉げ漢字及片假名平假名等一ハ原書に從ふ實を主として華を要せされハなり

一 字志中寫し載せし所ハ古人の書ハ果して其真蹟なること或證し難し雖只示をよ字體を以てせんことを欲されハなり又片假名に至りてハ古書の傍訓を係

る者多く字體瑣細なるを以て皆謄寫せしめて之を摹
仿す

一 編中古人の傳を載る者多く略に従ふ文藝の史より
て古人の傳は非れはなり

一 音樂歌舞の技藝類纂中に載せんとい故に律法樂章皆
之を省く

一 卷中畫圖は北爪有郷狩野良信の摹寫せし所なり

一 此書主意唯文藝に止まるを以て古書編輯の事と略は
然らざれば法律武術音樂等と混せさばことと得ざる
を以てなり

文藝類纂總目錄

卷一

字志上

卷二

字志下

卷三

文志上

卷四

文志下

卷五

學志上

卷六

學志下

卷七

文具志上

卷八

文具志下

文藝類纂總目錄畢

文藝類纂卷一目錄

字志上

字志總論

平假字及伊呂波論

片假字及五十音論

五十音圖諸體

五十音韻所生原始

日文及諸神字論并肥人薩人書及諸可疑古字

習字沿革

假字音總論

和字總論

點圖并倒讀論

附點笏角筆字指等圖

文藝類纂卷



柘原芳野 編

字志上

字志總論

我國大古^マ文字^ブふ^ハ一^ニ而^シて其文字ありといふハ彼の日^ヒ
 文^マ及^テ天^ア名^ナ地^チ鎮^チ秀^ホ真^マ等^マを認めて上古の者と謂ふより起れ
 り^リ日文等上古の者あらはといへとも是後世捏造せし者
 等^マの^コと^ト後^ノ已^マ人々知れる^ル如^ク齋部廣成^ウ古語拾遺
 上^ノ古之世未有文字の語固證^ハ一^ニ大同の時已^マ文字

なりといふ若これあらば其字存せんといへとも其有無
 に至りてハ一二の書豈これを傳ふる無らんや且殊に故
 家の齋部氏に於きてをや且後世の書といへとも朝野群
 載^三大江匡房宮崎記に我朝始書文字代結繩之政即創於
 此朝^{此朝ハ應神}又三善清行ハ昌泰四年革命勘文に上古
 之事皆出口傳故代々之事應遺漏なともあり上古より百
 事言語のみよて傳へし者よして檀原定都の後九百年餘
 其間外國人の來るあれども未文字を齋に來る者あらば
 蘇那曷叱智天日槍等來るあれども其頃の韓國にも未文
 字あらばと見えて傳はれる者なし氣長足媛尊の新羅を

討ち給ひて韓國に往來をばこし多くなりてより差文字
 も傳へりしなるへし然れども書紀に封重寶府庫收圖書
 文書とあるハ前漢書の語を填めたるものよして例の神
 武紀の漢文の詔と同しく信多ハからん縱當時文字渡り
 たりとも其頃未學習の法あらざりしなり書紀應神天皇
 紀十五年秋八月壬戌朔丁卯百濟王遣阿直岐貢良馬二匹
 云々阿直岐亦能讀經典即太子菟道稚郎師焉とこれ經典
 を讀む始ふれと文字を用ふ事を通さば此頃より較自
 由と得しハ聖德太子隋帝に遺れる書よても知れり然
 れとも元來其語を同しくせざるを以て只其字音と假り

て我國語と綴りーこと有りけまこと古事記の序に謂へ
 ころ如く全以音連者事趣更長と其煩を厭ひーなるへ
 然れとも祝詞宣命古歌等ハ其語の違をさらんおとを欲
 する故に字の間々に借音字を加へて章をなし歌に至
 りてハ全く借音字にて書ることを古事記萬葉集の如く
 是後世假字の起る所なり其始ハ楷體にて阿伊等にて寫し
 ーを阿を阿に作り伊を伊に作する如き竟に其旁を省
 きア或イ等の省文を用ゐてより片假字此ハ權輿に片假
 字のこと又安以等の字を用ゐるを便に從ひてこれを草
 體に安以等の體を書せしる遂に流れてあいにあり終

よあいの字を生せしあり其作者諸書に數説ありといへ
 とも其字體ハ自致をところありーあるへー新井君美
 同文通考中に釋日本紀を引きて曰く此説ニヨルトキハ
 伊呂波トイフ物ハ空海ノツクレリト云フ事徴トスヘキ
 コトハナシタバヨナカ俗間ニイヒツタフルンミナリ又其字體
 モ空海始テツクレルニハアラズタバ古吾國ニ行ハレシ
 字體ヲ用ヰテ四十七ノ字母トナセシコトハ空海ニ起レ
 ルナルヘシ其字體ヲ見ルニ多クハ異朝ニイハユル草法
 ヲ用ヰレ所ナリといへる當れり又古本催馬樂に眞字を
 以て書し其間の假字に以上等の字を書し朝野群載に載

をる宣命より此の如き類見えあるに已に假字有る時おれと猶其平假字片假字の轉り成り來る濫觴を見るへい
平假字及いろは

平假名及伊呂波四十七字の起れるに世に傳へ言ふ贈大僧正空海より作れる所なりと然れども其說確實ならん程日本紀一開題又問假名之起當在何世哉云々伊呂波者弘法大師作之由申傳歟此者自昔傳來之和字於伊呂波亦被作成之起也河海抄梅枝江談を引きて通本江談抄より見ゆ又藤中抄より見ゆ云天仁二年八月日向小一條亭言談之次問曰假字手本者何時始起乎テ又何人所作哉答云弘法大師御作云々件事無

所見但大女御御自筆假字法華經供養之被行御八講講師南北英才相遞為導師高名清範慶祚等之輩各振富樓那之辯才之後源信僧都又勤此事說云日本國者誠雖為如來之金言唯以假字可奉書也弘法大師傳習諸真言梵字悉曇等密法之後寄四教法文作イロハニホヘド讚給以來一切法文聖經史書經典不離此讚文字イロハニホヘトノ字色ハ句ヘドト云心也此比已今の如くチリスルヲカおと稱へて今様の四句より唱へきり證り不說他事只以此一事令講而人々皆驚耳之由所傳聞也古人日記中在此事下又曰伊呂波有三段イロハニホヘトチリヌルヲ大安寺護命僧正作ワカヨタレツエヒモセス

迄弘法大師作、作京或說慈覺大師と京字を加へるも舊
一盛衰記四十八卷一卷毎二いろはを以て標と一京字を
加へたり又倭假字反切義解の序二弘仁天長年中弘法大
師釋空海造四十七字伊呂波云々日本紀纂疏序問我應神
時漢語東漸和字則起于弘法大師空海故上古未有文字而
天神地祇之事傳世大可疑焉又僧頓阿の高野日記二も大
師此山をまりひらかせ給ひて中略いろはの四十八字をを
一へさせ給ひ一より末の世の人の助二もありぬときこ
え侍り一下略なといへるハ世俗の言傳へ一まを記
せばなり

然るは假字本末伴信友二凌雲集の仲雄王二空海二贈
詩を載せて飛流馴道眼動殖潤慈澍字母弘三乘真言演
四句の句を引きて空海製造の證とい然れとも未確證
とするは足らぬといふ字母ハ伊呂波を謂ふは非
らす又幫滂等の支那後世の三十六字母も非らば是
空上人傳來の悉曇體文の字母を以て專三乘の意を闡
明せられ一をいふ是毗盧舍那經の意二一て字門道と
以て善巧の法門とせらなり既二三代實録天安三年三
月十九日大僧都真雅の表二も所謂悉曇梵字者凡聖之
教父人天之智母也所以學字相者廣生世間之庶智觀字

義者深證出世之妙智云々とらる是なり真言演四句ハ
伽陀四句を謂ひ空上人の詩句と贊せしあり伽陀下已
空海の遍照發揮性靈集の序即弟子真濟の文なり故毗陵胡
伯崇歌云說四句演毗尼凡夫聽者盡歸依是亦上人の
詩を贊せしなり伽陀とい此は偈といひ又四句とも稱
も其體多く四句ある故ふるへし金剛經應化非真分
も持於此經乃至四句偈等受持讀誦といひ翻譯名義
の序も雪山大士求半偈而施身法愛梵志敬四句折骨
等の語亦只四句とのみ稱する例なり若其字半あるり
其數奇あるときハ不足を補ひ字を加へて誦讀し便と

ることあり悉曇原十二字あるをハハハハの四字を加
へし等はあり悉曇藏一曼陀羅禪師の傳を引きて此是
外道師葉波跋那教婆多婆哥王以後四字足爲十四以王
舌強故令王誦此字と原強舌を軟下をるる爲といへし
も是亦誦讀し便あるか爲ふり以上援く所は據れハ其
學ハ字母の義を以て三乘の法を弘通し吐く所の真言
自四句の章を成を意よて四十七字八句の伊呂波を稱
せし是非を

又大師年譜に據るハ假字の起れるハ空海より前と爲さ
しきり如しといへし是亦其是非を詳よせし大師年譜

近年の著ふれと多く野_々或記云弘仁十年六月一日云々
山の古記と援用しより
大師令授與大工給印明同其夕方此真言令忘失仍實惠大
工奉問之處實惠カナノツキヤウアヤレ給テ高祖御前
詣奉問_下又高野見問秘録曰弘仁十年己亥六月_中同夕方
此真言各々忘失了仍實惠一大二大共奉問之所實惠假字
ノツキ様ヲ怪シテ高祖御前詣兩明奉問云々此文真言
假字と付けたるよて伊呂波を即真言なりといふは非以
假字本末_ニ即これ_ヲいろは_ニあり_トして山槐記の次伊呂
波の文を援きて即假字を讀次くありとせ_テハ非あり次
伊呂波_トハ悉曇十八章_ニ倣ひて此語を用ゐ_ルよて今

も密宗の僧ハ常語_ト以是摩多體文を次て續きて字を爲
きを以てなり上文_ニ據れ_ハ空海より前已_ニ假字ある_ヲ
如_シ然れ_トも只野山所傳の記録_ニして文章拙劣おれ_ハ
確證_トハ爲難_シ又其他天地麗氣記_トハふ書を空海の撰
と_シ其中の文色葉の字あるを以て空海自作の假字を讚
揚せ_テ如く謂ふ者_トあれ_ト是後世偽託の書_ニして取_ル
は足ら_ズ亦真跡のいろはを傳ふ者_トも亦真_ニ大師の手
書_トも定め難_シ古人も深く怪_シむ所_ニして愈其證_トとな
_シか_シ又沙門行智の抄録書の中_ニ一説を載せたり曰
く或人の菅公ノ御作トモ云ヘリ此ハ伊呂波ノ踏文字_ヲ

るよぬれよけり志母くむあまの藤衣大進將監貞度といふ小侍つけ侍りけるふきゆく風はほしてけるふ人々とよみてるきゆく風を笑ひけれ略此頃已といろはと稱する目へ行されなり

片假字及五十音

片假名の原省文略寫の爲に偏旁を去りて用ゐ始めし者と見えて古き書跡中には存する者一定の則なくして愈古きに愈一定なり是一人の手に出て以て自此字體をなしたるなり其權輿何時なるを詳しせばこれを吉備眞備右大將藤原長親法名明魏正の作り創しといふ説あり倭假字反切義解

平頃の人序に風聞太古之代未有漢字云々到於天平勝寶年中

右丞相吉備眞備公取所通用于我邦假字四十五字即眞字上を假用

いふせるを省偏旁點畫作片假字抑四十五字音響反阿伊字江

乎五字此乃天地自然之倭語焉是故豎列五字横列十字加

入同音五字爲五十字略又青蓮院の藏して世尊寺行經の

奥書ある以呂波本源より此事あり曰く夫も又片假名

といふ和假名と云ふ吉備大臣のはしめて製せられ

よト部兼俱の古より言傳へ神代卷抄より中略志うらひ聖武孝

謙二世の比に片假名おこれると心得へし其字の形を論

せり大略に梵字の體文の半體ありひて漢字の扁作り

をわち又ハ其聲其訓を假りて用ゐル故ニ片假ふといふふるハ群書一覽ニ多田義俊ハ以呂波聲母傳を引て曰く孝謙天皇の御宇吉備大臣入唐して王化玄といふ人ニ逢て日本の語をつふさふ語り給ヘハ王化玄これを音ニ直してあいうえおかきくけこ等の相通をたて、吉備大臣ニ傳ふ安以字の類あるを大臣我國ニ歸りて後或ハ偏を取りあるハハ旁をとりて略字ニ書ナシこれを片假字といふ又曰く吉備公の手ニ成まふこと野府記ニ見えりといふふり然れとも反切義解ニ又云世俗傳稱之云吉備

大臣倭假字反切此文の如く是世俗の所傳にして此公渡唐して百爾文物を載せ歸られより動もそれハ附會の談を設けて甚しきハ竟ニ野馬臺詩を讀ミ圍碁を闘ミ一燈臺鬼ニ逢ふ等の話ある小至る況て文學ニ至りてハ皆其權輿を公ニ歸を然れとも音博士を歴又唐國ニ學ヘる人ニして豈我國古來四十七音なる字を故ニ二字を欠きて同音の字ニて填むる事をせんや此時ハ未ク南都盛ふるときよてこれより前の日本紀古事記此ときより下れる萬葉集ニ至りても四十七音判然として民間俚俗ニ至るまで口ニ稱ヘ耳ニ聞くこと後世訛轉の音ニ慣ミ力を

勞してこれを分つゝ如くならん然るを字音を正しへき
 圖よりて古人豈此杜撰あらん且公の續日本紀の音韻籀
 篆等まで明なること見えざるの直は唐國の人の傳習し
 てこれより前の人よりの殊は精密なるへきを假字本
 末は古の音の悉曇法に據らざりし故誤ふく此公の悉曇
 法に據りて作れる未は其奥に至らざる故は并オの
 差別は惑ありたらんと云るの凡て悉曇を知らざるより
 かる論をいふ者なり此公又苟も悉曇に據りて作りな
 らば并オを欠き又并オの所屬ふと混むへきは非を且悉
 曇の最澄空海歸朝後ふらてはなきをとかく強て眞備の

作とせんとして誤れるなり彼の反切義解の中古のもの
 ふれと吉備公の作ありとの徴は取り難し又以呂波問
 辨尾州八束山興正寺諦忍の寶曆年間の禪僧あり問の世上盛に用ル片假字ハ
 吉備公ノ作ナリト云ヒ傳フ爾リヤ否答人口ニ專ラ言傳
 フレトモ慥成書ニ所見ナレ仍テ決シテ吉備大臣ノ作ナ
 リト落着レカクシ是ハ本阿伊宇江乎等ノ五十音ヲ漢字
 ノ點畫ヲ取りテ作りテ早業ニ用ルモノナリ中略此五十字
 門ハ儒家ノ書ニ出タルコトニ非ス元來專悉曇家ニ傳ル
 所ニレテ梵字ナリ云々愚按スルニ吉備公時ハ眞言梵字
 ノ學未備ハラス然ルトキハ此片假字ハ吉備ノ作ニ非ル

へしと此書諸説採るへき者少しといへとも此條を大に見る所ありといふへりさてかゝるなの名のものも見えしへ宇津保物語國讓さいつきよかゝるふ云々又藏一ッよえりかんふひとついで云々狭衣上其よりの硯もとめて奉りたるしてさうかきふりさるんなよて又三下手ささひのやうよかゝるなよき給ひて堤中納言物語むしめつかふいませうき給はさりけれはかゝるんあよ了姫君

宇治拾遺物語三かゝるなの衾もしを十二う、せて給りてよめと仰られけきいねこのこれねこ志のこの志志とよみよりけきは又小世續一名宇治大納言等の語あり物語又も載り文同一

りて舊く用ゐる者ふまゝと其作者を誰ととも屬せりと能を以其一定ならざるの字志の下に詳し

五十音圖諸體

片假字の下よいへる如く作者の的知をへからしといへとも空海歸朝悉曇傳播の後にあるへりその反切義解等も載る順序ハ各異なれと諸書殊も多きハあいうえおの次叙あり然れとも法橋顯昭の袖中抄も載るハアエオウイの序よして管絃音義ハ阿宇伊乎衣と列ね越後伊夜比子神の社司傳ふる所の五十音ハウオイエアなり假字本末も引是皆故も次序を變せり者よして天文本和名抄く所なり

卷首釋日本記カタツテトの同五音也并反切義解等皆今の如く序より是悉曇十二字の長音と空涅槃とを去りたる者より決して他より移きたる者非以詳又次の五音所生の篇に論其始ハ平假字片假字何よて書せしを知らんといへども恐らくハ天文和名抄の如く真字よて列ねしを後片假名よ轉せしり知るハからん且此法を設くること儒家の爲り僧家の爲りと疑せしけれと儒家よハ已よ音博士ありて支那の音を傳へ一々所傳ありてこれを教へしふまハ此法を設けて音を律せしおごハなきことふるへし且此を次序せしハ中古こそあれ古ハ秘密の教として例の

密學の習ふれハ漫よ在家の人の明めたるへきよもあらさりけらし全く密家よて漢字音を讀まむり爲よさるへき悉曇師の作れるふるへし其豎行ハ前よもいへし如くアイウエオよ次てありら反切義解よハアワヤナタラハマカサと次て天文和名抄よハ羅摩阿可左多那波和夜と叙てふるハ彼の出て來たる由を知らせしとの用意よて是亦例の秘よる事を專よせし跡ふるへし今其異ふる者を舉げて考證よ便せん

○管絃音義

文治元年著

所載次序

阿字伊乎衣

訶俱幾故計

和字爲於惠

娑須志曾世 耶由以與衣 婆不比保遍

摩無美母免 羅留利呂禮 多都知上天

奈奴仁能禰

○天文本和名抄一

字切切與反同音取下字又一行之中切取取下切

羅利留禮呂 摩彌牟咩毛 阿伊烏衣於

可枳久計古 左之須世楚 多知津天都

那爾奴禰乃 波比不倍保 和為有惠遠

夜以由江與

○倭片假字反切義解 群書類從卷四百九十五所收

上父字行豎下母字行橫其隅生子字

例 伊上文和下母反阿隅子

亦 也上文字下母反勇歸子

橫行歸父字豎行歸母字其歸生子字

例 阿上文和下母反阿歸子

亦 也上文勇下母反勇歸子

其五十音圖

□內五字序所謂同音五字是也改乎伊作於圍者空海

所為焉

ア イ ウ エ ヲ ワ イ ウ エ ヲ ヤ イ ュ エ ヨ

ナニヌ子ノ
 タチツテト
 ラリルレロ
 ハヒフヘホ
 マミムメモ
 カキクケコ
 サレスセソ

○越後國蒲原郡伊夜比古神社に傳ふる所 假字本末の
 後くところ

가	아	시	히
기	이	기	히
니	어	니	미
다	사	이	피
더	기	다	마
하	하	나	나
다	다	파	파
니	니	기	기
마	인	다	민
사	다	하	디
아	하	기	고
서	머	가	가
어	가	나	나
싱	호		

右神代文字推古天皇端正元己卯年所納於當社也昔
 文明九丁酉歲高橋兼久

按右も成字^アナ^イあれとも縦横何より生^一と
 了を志^一はへから^レ脱漏せ^一者歟抑作れる時心つり
 さり^一り^レ排列して其不成體を知^一るへ^一

右の外排列の行を變せ^一者猶あるへ^一然れとも元來我
 國の音も盡く此行の五十字ある^二非^レ亦此五十字にて
 一切の音を盡^レけ^二も非^レ只日常の音を律^レる^一一器械
 と見^レるへ^一神世黎庶^二授^レけ^一玉^一音圖ありといひ又梵
 王所製の音圖ありといひ尊重^レる^一ハ皆其源を志^レらさ^レは

併せて三十五字^ニを除きて其餘^ニ十一摩多を加へ施し
 初章四百有八字を生も然まとも我國音四十七字^ニ過き
 さるを以て其清音四^{カサタ}あ^カえ^カ及清濁中^ナ凡^ナ凡^マ遍口聲中の
 凡^{ヤラ}合せて九字を採り其所生四十五音を排らへて初
 學音切を曉らさる者の爲^ニせしなり然れとも土地異^ニ
 して音聲殊ある上は我國の音の文字より製造し出た
 る者あらぬ^ハの如き^ハの如き^ハの^ナを採り^テの^テを和して
 一行とし^ルの如きも^ハ俗音此字^ハと稱^ス其^レを以て綴り
 實ハ川の重音あり
 只^レのみを存し折衷して作^ル者あることを次圖を見て
 曉^ル一

梵字傍訓我國^ニ無き所の字ハ皆假^ニ同音^ニて付^ル
 止むことを得^ルざる^ニ出^ルなるなり

悉曇
體文

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	チ	チ	チ	チ	チ	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	タ	タ	タ	タ	タ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

𠄎	𠄏	𠄐	𠄑	𠄒
𠄓	𠄔	𠄕	𠄖	𠄗
𠄘	𠄙	𠄚	𠄛	𠄜
𠄝	𠄞	𠄟	𠄠	𠄡

上の如く全く印度古法の轉よりて我國音の有る所を存
 したるなり其全章十有八編の如きは沙門行智字記新釋
 及余々東西古音譜と具を然れども我國の古音を律とへ
 まり上文よりて足れりと故より此より贅せず

日文略説

𠄎	𠄏	𠄐
𠄑	𠄒	𠄓
𠄔	𠄕	𠄖
𠄗	𠄘	𠄙
𠄚	𠄛	𠄜
𠄝	𠄞	𠄟

一本 タ	異本 ツ	一本 シ
一本 ハ	一本 フ	キ
一本 マ	マ	ル
一本 メ	一本 ソ	ユ
カ	ラ	キ

ス	リ	ウ
フ	ヘ	オ
一本 ヒ	テ	エ
エ	一本 フ	ニ
ホ	マ	一本 サ

レ
ケ
乙

以上の諸體今世傳へて神代字といふ平田篤胤の神字日
文傳を著るゝ力めて上世所傳の文字と古語拾遺を拆
して臆度と上世神字を知らざる者とい然れとも其引
證を所中世俗間へ行せれト部家又傳ふ説神代記
與書
と佛家の私説假字
問辨とよて其餘の只諸社の傳記のみ古傳
あり
ハ最信とハといへとも皆中
世巫祝の與書ある者のとなり伴信友ハ假字本末の附録
と全く朝鮮の吏道諺文とい是なるる如し然れとも吏道

諺文草體の字あるを聞けり僅に韓人書きたる所の歌一首
を擧げたり然れども吏道ハ薛聰々作れる所なほを以て
朝鮮板明律を引て其古體又異文あるも料るへから只
假字本末といへり其字を連書し傳ふのみよて一言一語の文を成せる者傳
はらさるを見よハ假使上世の者ありとも通用せし者な
らさること知るへし只其字體を擧げて疑ハしきを闕き
おくのみなり

以上の二説一ハ眞の神代字と一ハ朝鮮吏道の傳ハ
れる者とい然れども再思するに其説一定しがし芳
野別一説を立つといへとも是亦試といふに過ぎず

自亦決る所_二非_レ竊_ニ思_ハふ_ニ是_レ天武の朝新製の和
 字ならん_ニと日本紀天武十一年命境部連石積等更肇_レ
 俾造新字一部四十四卷とあるを釋日本紀_ニ私記を引
 きて師說此書今在圖書寮但其字體頗似梵字未詳字義
 所准據乎といへる_ハ ウチサス ウチサス ウチサス の字を拆き_ニ似_レ
 り又一紙_ニよりて足る_ニへきを四十四卷とある_ハ此頃の
 卷本なり_ト雖多き_ニ過_ル々如_レ然れ_トも其書數字連
 合_レて事物の語を擧げ_レ故_ニ多くふれる_ニなる_ニへ_レき
 て其字頒行の令_ハかけれ_ト必_ニ其字母を_レ寫_レ傳_ヘレ
 こと_ハ著_レ然_トも_ニ官府及都下_ニて_レハ朝廷_ニて_レ行_ト

れさる_ニ字なる_ニ上_ニ其頃特_ニ漢學を專_トとせられ_レ故
 自_レ其原字母も散逸せ_レを諸社_ニの_レこれを其ま_ニと
 存_レ 社及寺お_レと_ニの_レは_レウ_ニあ_レき_ニ物 肥人薩人な_レと
 の僻地_ニの_レ文筆_ニ疎_キ者多_レけれ_ハこ_ニも_ニ自_レ亡_レひ_レ
 且韓國_ニも傳_ヘレ_ニなり_ニ其頃新羅神文王の世_ニて 朝鮮
_ニ據 新羅の國民_ハ漢字_{より}も便なる_を以て自然_ニ三韓
_ニ傳播_レ其自_リて來_ル所_も知ら_レは_レ其頃有名_ノ學者薛
 聰の作_ル所_とい_ヒ傳_ヘレ_レこと猶我國の假字を空海の
 所造_トと_レ片假字を吉備の眞備の創意_とい_ヒ傳_ヘレ_レ
 如_レ此の如_キ訛傳_ハ他國_ニも頗多_キこと_ニなり_サて其

てそ手習ふ人の始よもいける云々古今序ふよものつよ
や此花冬こもり今を
 春へと咲や此花和哥六帖ニあさう山うけさへ見ゆり山
 の井の浅くハ人を思ふ物り萬葉十六よ詔念其賦又作
 源氏物語若よまよ難波津をよはうくうつは
 べらざめればかひなくむふとあるハ其比專二歌を書
 きて與へりなり然るを宇津保物語國よ卯の花よつけ
 了ハうあ初よハをとこよもあらハをんなよてもあらハ
 あめつちあしらすと此頃專假字を習ふ者の始とせりあり
 其字の次序ハ源順集よあめつちの歌四十八首ルと藤原
 有忠朝臣藤六ふんよめる返りふりありて歌の首尾よ
 左の字を置きより

あめつちほしそらやまうはさねよよくもまりむるこけ
 ひといぬうへすゑゆわさるおふせよ之のえをおれあて
 以上天地星空山川峯谷雲霧室苔人犬上末の義ふりへけ
 きとゆハさる以下解ハへからハ且之の一つ多きハ延トの
 音うとかもさるれと其義解ハかしく且順ハ衣ユの意よて
 よこされハ何の爲とハ解ハ難ハ但ハこれハ據りて我國
 全トエの二音別あるう如くいひなせとも實ハ然らさる
 こと下の假字音説の下よいへるう如ハ其後ハ專伊呂波
 をのみ用ゐりこと河海抄簾中抄ハ伊呂波を折りて假
 字手本と稱せりよても知らるへり

假字字音總論

上_二舉け_一と_三五十音中ヤ行のイ_一エ_二ワ_一行のウ_一の三音これ
 を排列を_二る_一方_一りて必無きことを得さる音_一とて支那
 字音_一のハこれ_一を別_一うてと我國の古書載を_二所_一凡へて之
 を分_一と_二以_一是_二他_一な_一ヤ行のイ_一ワ行のウ_一ハ各其原音皆イ_一ウ_一
 を冒_一ふ_二る_一を以てイ_一ハ_二イ_一ウ_一ハ_二多_一て口稱_一とてハ實_一と_二分_一別
 一難きを以て我國古來これを別_一と_二さ_一るなり上音_一は惹れ
て自其音_一は
 協_一ふ_二者_一ハ先_一其_二ヤ行_一の以_一の別_一ふ_二きを舉_一げてこれを辨_一む_二ハ
 諸古書中殊_一と古事記日本紀萬葉集を舉_一ぐる者_一ハ其最
 古_一ふるを以て_一なり是_一より以下_一ハ彌多_一く引_一く_二堪_一へ_二ハ
 古事記上_一愛_一上_一袁_一登_一古_一袁_一とある_一ハ古來より人の知_一る所_一と

一_一て吉男_一の義_一あるを吉_一ハヤ行_一ふ_一て愛_一ハ韻鏡十三轉影
 母_一弟_一一位_一あれ_一ハ即_一ア行_一に屬_一せり又同書歌多_一々_一那_一米_一豆_一伊
 那_一佐_一能_一夜_一麻_一能_一と_二ら_一るも楯_一並_一て射_一と_二か_一れる歌_一とて弓_一矢
 以_一て射_一る_二ハヤ行_一の以_一ふ_一と説_一く者_一あれ_一と伊_一ハ韻鏡第六開
 轉_一影_一母_一四_一位_一に屬_一してア行_一あること著_一し又中卷_一に伊_一斯_一都_一
 都_一伊_一母_一知_一し_二ら_一るを日本紀_一の異_一志_一都_一々_一伊_一毛_一智_一と_二作_一り又
 同卷_一に伊_一波_一比_一母_一登_一富_一理_一とあるを日本紀_一の異_一波_一比_一茂_一等
 倍_一理_一と_二作_一る伊_一ハ前_一に_二い_一へ_二る_一如_一くア行_一のイ_一なるを異_一ハ
 第八開轉_一喻_一母_一四_一位_一に屬_一せれ_一ハ以_一と同音_一と_二てヤ行_一の音
 なり又其歌_一を日本紀_一の比_一苔_一瑳_一破_一而_一異_一離_一烏_一利_一苔_一毛_一比_一苔_一

瑳破而枳伊離鳥利苔毛とありて互に用ゐたり又日本紀
 雄略 伊比志柁俱彌幡夜とあり同卷阿岐豆斯麻登以符と
 あり是亦曰ふと云へる語をア行ヤ行互に用ゐたり又萬
 葉集一射良籠荷四間伊良虞能島を同所に並へたるへ前
 よもいへる射も伊の音にて協へる證なり其他伊以混用
 せし例最多し但ヤ行の延へ分別して衣に混まへからさ
 るる如し而してこれ亦別用せし得ハウと活用をるを以
 て阿行あること著し然れハ萬葉集二に安見兒夜多利又
 十四に衣可多岐可氣乎又五に伊麻勿愛豆之可又佛足跡
 歌に和禮波衣美須豆殊と判然とるる如く見ゆまると二十

の卷に伊波禰布美也末古衣野由岐と活語の延に用ゐる
 るを見れば是亦混用せしこと論あり且要も二十六開轉
 合は作れる影母第四位に屬してア行のエ字あるを五卷
 木ハ誤ふり十四卷十九卷廿卷等皆延に通して活語に用ゐるは是衣
 延も別なき證なり字ハ殊々其別なく萬葉五に有可倍于
 可倍有知奈毗久字知那比枳其他互に用ゐるは例を
 擧ぐるに違あらは上と擧げらるる古書の最はは三部の
 書中と就きていへるのみなりそれより而下ハ日本紀竟
 宴歌 天慶六年 飛止爾古衣太留又多愛努那利氣理皆延と同一
 く混用ありされハ四十七字とて足れり我國古よ

りの音なること論を待たさば一

和字總論

我國創造の字多し其中は古より作り成せるあり近古より行をりあり又漢字より我邦に傳り後世彼より絶えざるあり又論書より流れて一種の字をふき者あり然れは其數頗多くて盡く擧げ難し今其概をいせんは杉を古事紀に相字を用ふ字鏡に槐須木を訓むる如きは古よりの和字なり今昔物語の拂東鑑に沈淵つみ込樓の込字下學集の鷓この如きは中古の製造なり崔禹錫食經の鯛同書の鰈アサヒ鮭サケ等の如きは字に残る者あれども其品明ふ

らに只我邦に遺れるれは倅かまを倅かまを勾かまと作る如きは論書より流れて一種の字を成せるなり右の四種混淆して用るを以て動もをれは古字を以て和字なりとをる者あり凡此類の字を載たる書多し和名類聚抄源順類聚名義抄菅原是善の撰ふりといへども新撰字鏡僧昌古本字鏡、字鏡集、伊呂波字類抄、和玉篇、運歩色葉抄、新撰猿樂記藤明、庭訓往來僧玄、異制庭訓往來僧師、尺素往來一條、新撰類聚往來僧丹、下學集、節用集宗二本、以上易林本の書中載る所最多し他日蒐輯して一書を成さんと以故に此に載せし

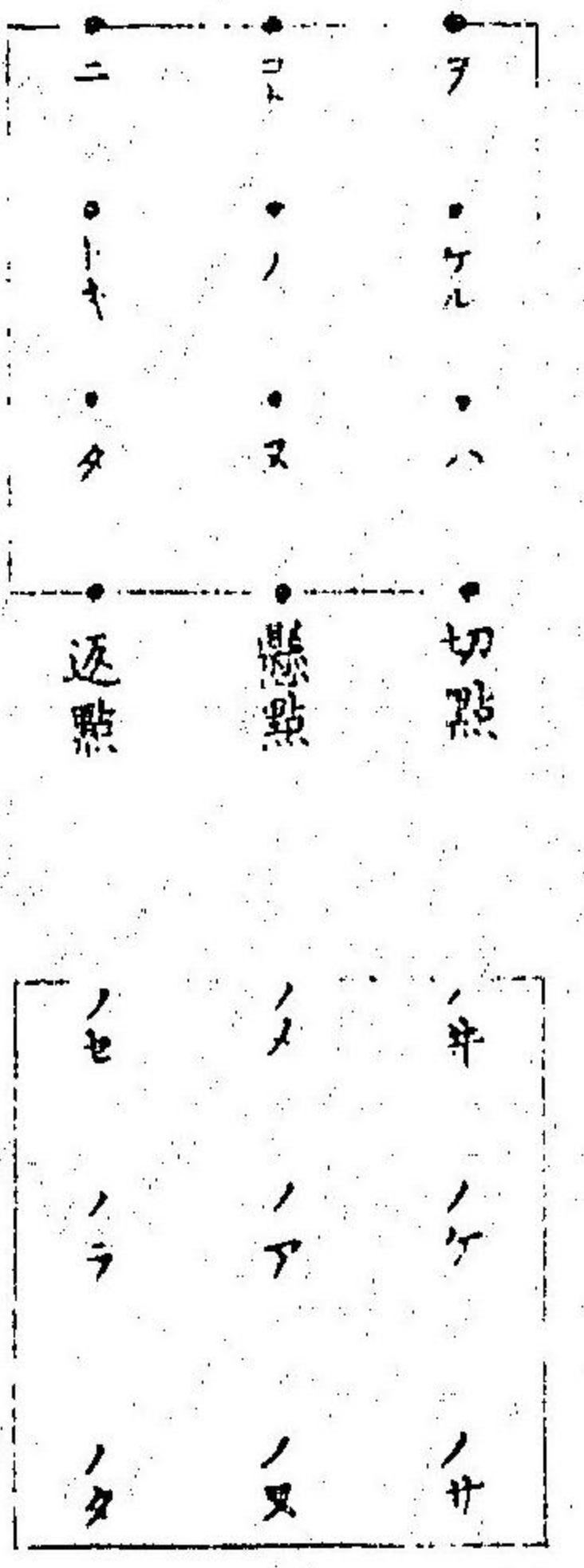
附録 點圖

方今字を反倒して讀むこと其始詳ふらば或ハ王仁經文
を教ふる又毎字和訓を施して其意を通せといひ或ハ
吉備眞備創意して和語を漢字ニ附し顛倒して義を通せ
しめしといへとも何とも古書ニ確證なし畢竟文字を倒
置して翻譯をふし者ありて近來俗儒の和語を解せし言
の自他を辨せざる者の訓點と稱するハ漢語ニ非を國語
ニ非を以て一種鳩舌支離の訛語といふへこれに讀
て文意を解せし如しといへともこれを和字ニ譯され
ハ遠西各國の和文を解する者よりも拙なくして語を成
さし者往々ありて觀る所なり我國古來訓點の嚴し

て其文意を害せさらんことを欲せし跡諸書ニ諸家點圖
の存せるあり今これを舉げて和讀の苟も是へからざる
を示さん猶點圖部類ありて群書類從卷四百九十五ニ收
む故よこ、ニ其略を舉ぐ

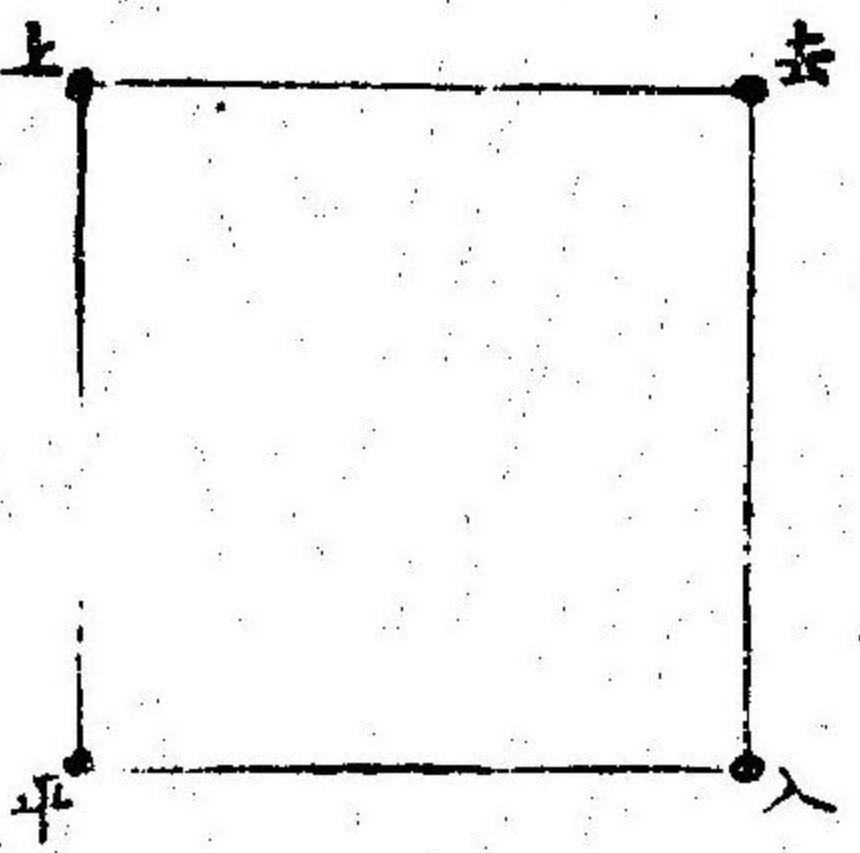
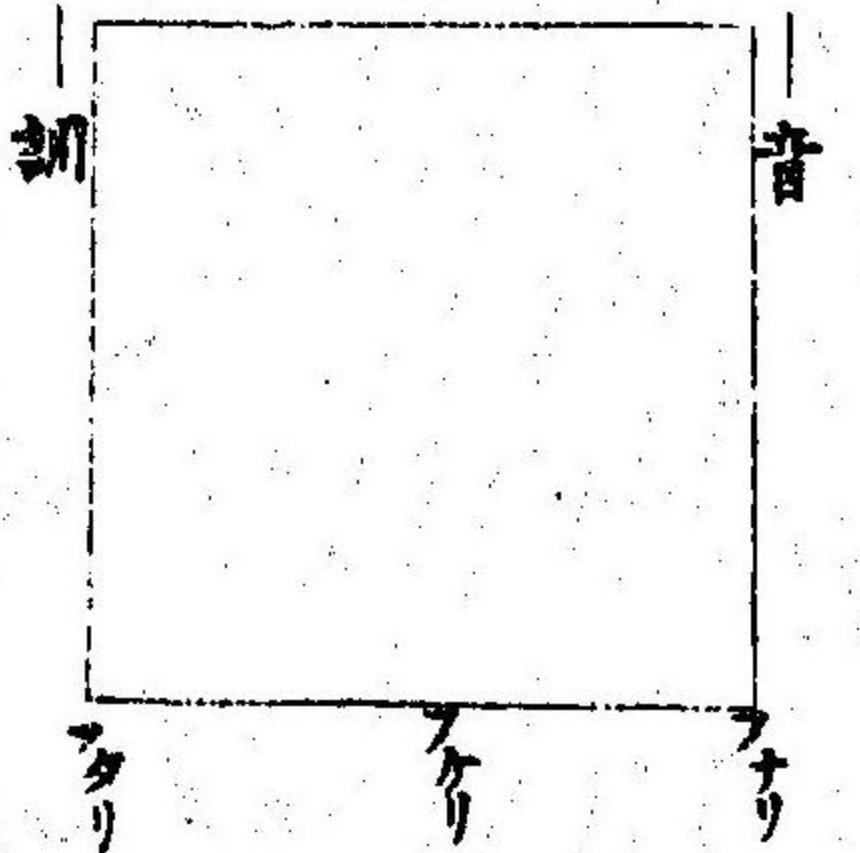
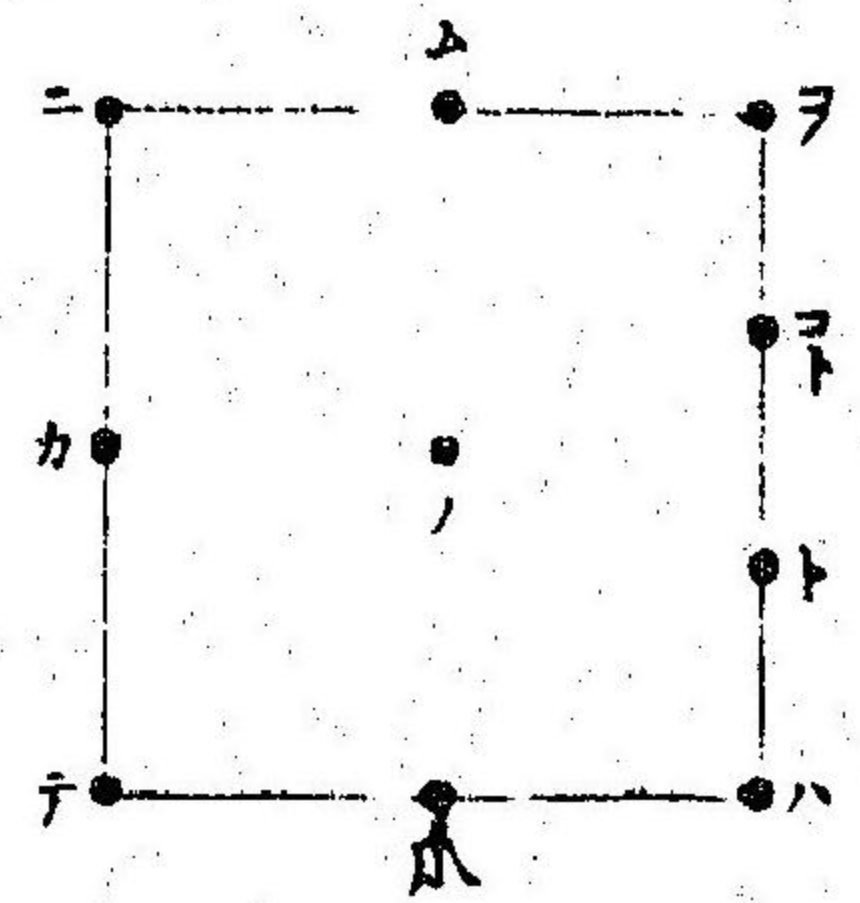
點圖

仁和寺所傳圓堂點相傳寬平法皇御作



寬仁元年十二月廿四日中右記ニ今日未刻許有御書始事

以式部大輔正家朝臣爲待讀以左少辨敦宗爲尚復其儀如式云々

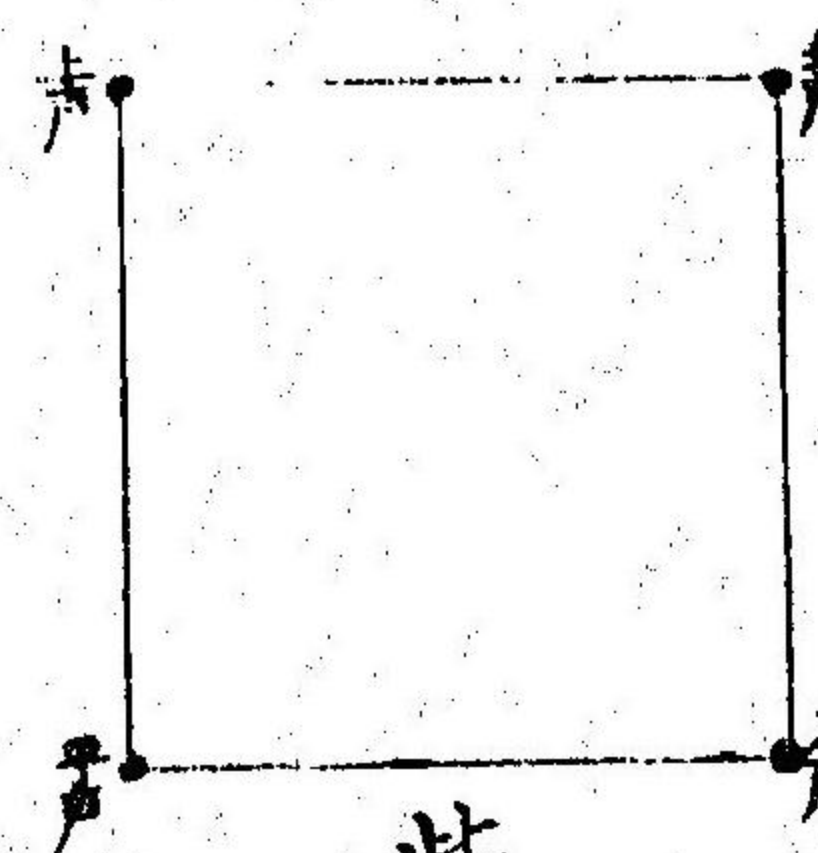
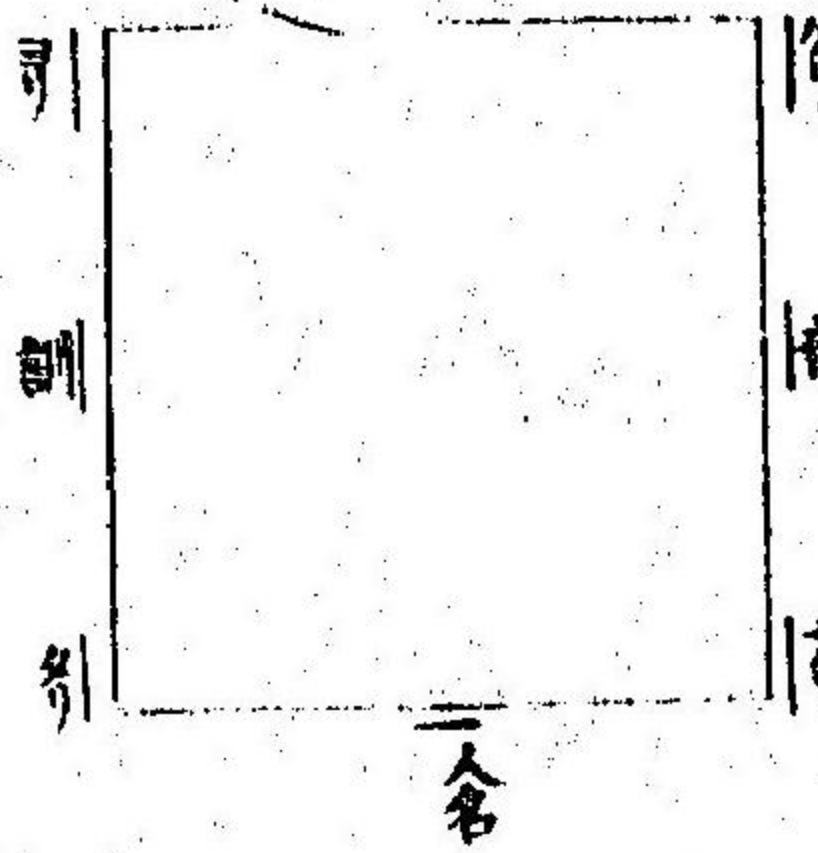
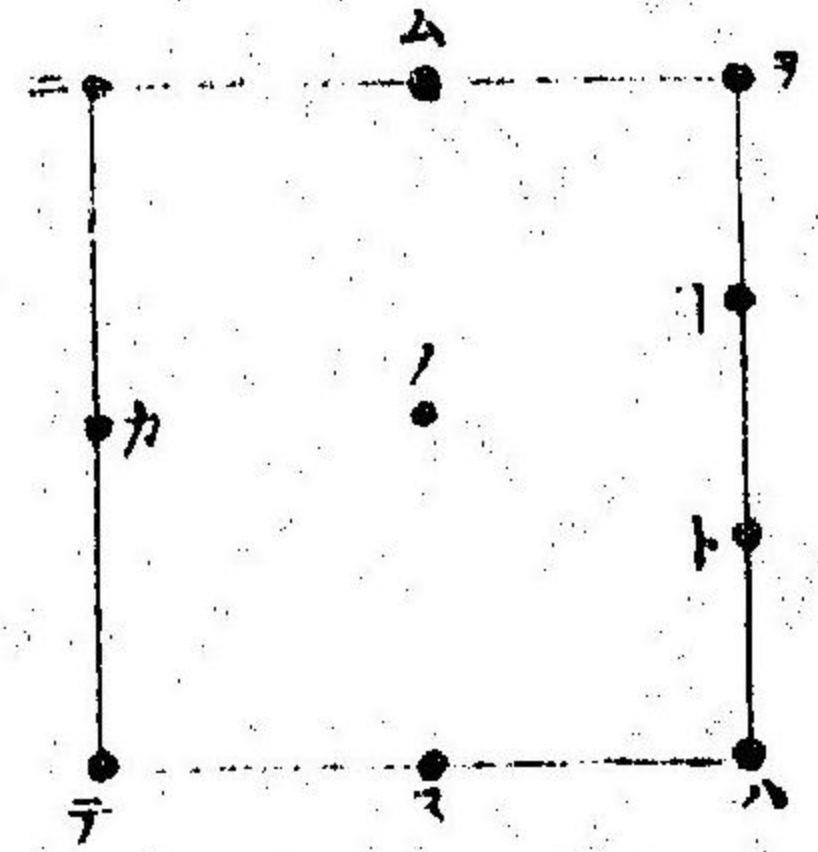


件三點圖正家朝臣御書始所注進也以白色紙小作草子書付之無表紙まゝ東宮御書始部類記曰後深草院御記永仁二年六月廿五日此日皇太子御讀書始也云々
點圖角筆等

此兩物學士資宗所調進也點圖白色紙書之料紙三張也

一本中のノ
とイ又作り
下のアセラ
又作り上の
ニセマヌカ
とノ又作る

一枚左方點圖三置之草紙寸法高弘各五寸角筆長寸六



此分各一寸也

又余り家所傳の點笏あり全體水松イナギを以て作る左の如し

長中桌中 九寸九分五厘 端九寸六分八厘

● 經尚書毛詩周易春秋周禮禮記論語孝經孟子

▲ 紀傳史記前漢後漢文選等用之 甲 七才 木

老子莊子荀子揚子文中子等用之

丁了瓜木寸 上下身

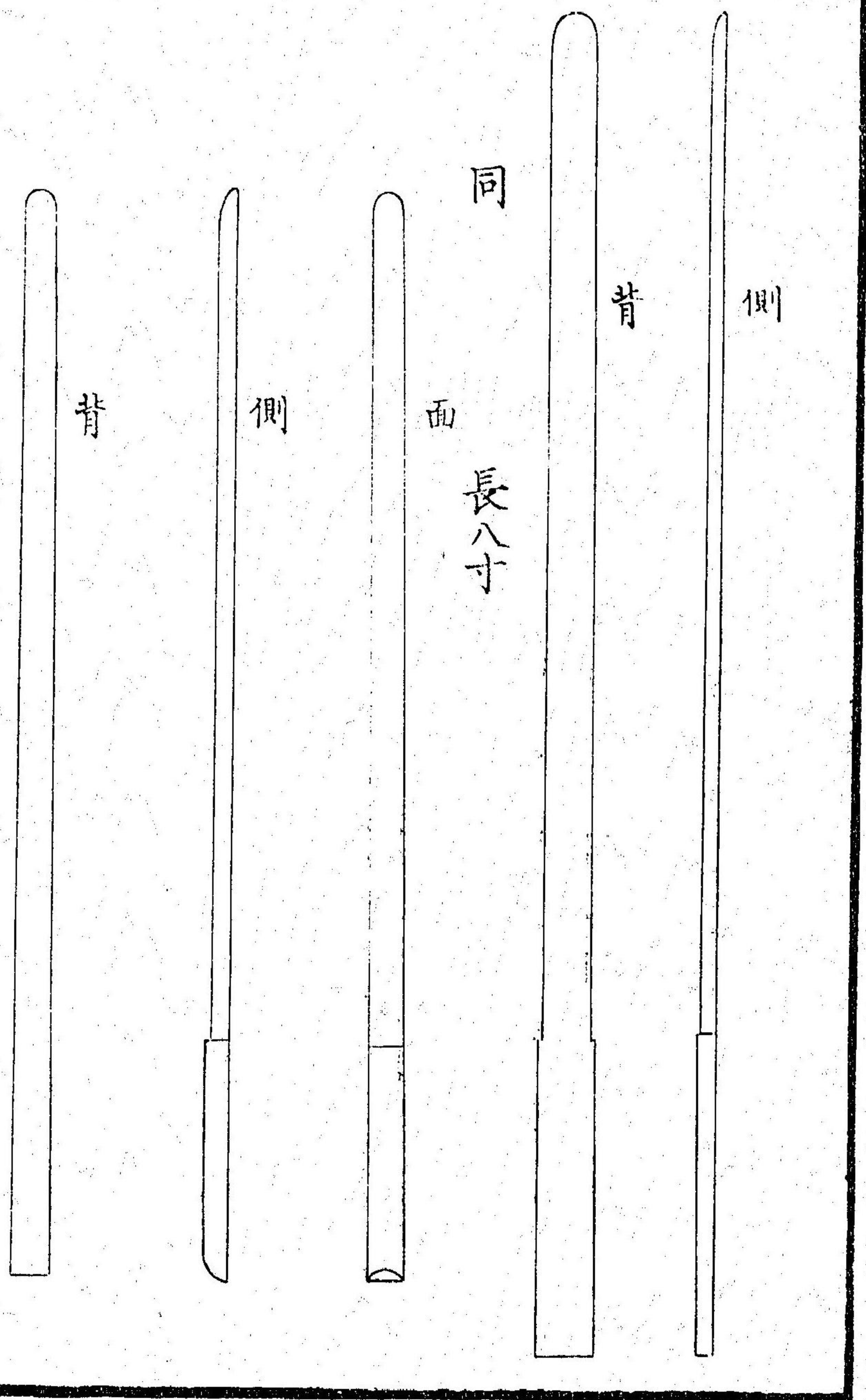
長中桌中 九寸九分五厘 端九寸六分八厘

又角筆ハ竹を用ゐて作る爪志る一の具なり河海抄九 權
 爪志る一の詩歌ふとも合點せんとしてまつ爪よて志る
 一を付る事なり略中一説云角筆とい假字付せんことを
 憚て無點の角ふよて白く假字を付る事あるなり然
 れハ點ふき所々をよはまひらゝみ讀事爪志る一の有や
 うふりと近來高島千春々古圖類從ニ猶字指數種を載せ
 牙角等よて作り其先を尖ら一む蓋亦角筆の屬なる一

角筆

長尺二寸 竹よて作る

面

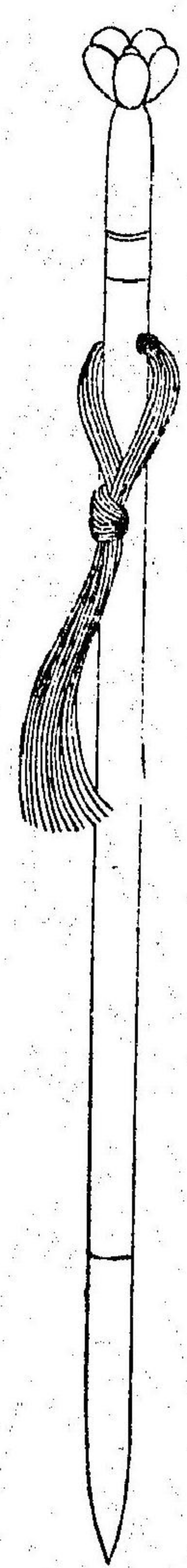


管家字指



管家

高迁家傳來



文藝類纂卷一終

